

年金生活者支援給付金について

1 根拠法令

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平成24年法律第102号)
(施行期日 平成31年10月1日) ※消費税率の10%引き上げの日
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から実施する。

2 制度の概要

別紙のとおり

3 手続方法

(1) 平成31年4月2日以降に新規で基礎年金の裁定請求を行う者

《平成31年4月1日より事前受付開始》

通常の基礎年金裁定請求書(ターンアラウンド請求書)に給付金請求書が同封されるので、年金の裁定請求と併せて提出する。

<提出先>

厚生年金加入期間・第3号被保険者期間がある者・・・日本年金機構品川年金事務所
国民年金第1号被保険者期間のみの者・・・区役所国保医療年金課国民年金係

(2) 平成31年4月1日時点で基礎年金を受給している者

《平成31年9月より受付開始》

9月に日本年金機構からターンアラウンド請求書が本人へ郵送される。

<提出先> 日本年金機構本部あてに返送

4 周知方法(予定)

《厚生労働省・日本年金機構》

平成31年7月 ～ 各ホームページ掲載、給付金専用ダイヤル開設

平成31年9月上旬 ～ テレビ、ラジオ、インターネット、新聞広告

各市区町村へポスター配布、掲示

《区》厚生労働省等のホームページ掲載時期にあわせ区のホームページ、広報へ掲載予定

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※1以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。平成31年度は779,300円。

【保険料納付済期間に基づく給付額】

$$\text{給付額（月額）} = 5,000\text{円}^{\ast 2} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

※2 毎年度、物価変動に応じて改定。

【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給する。

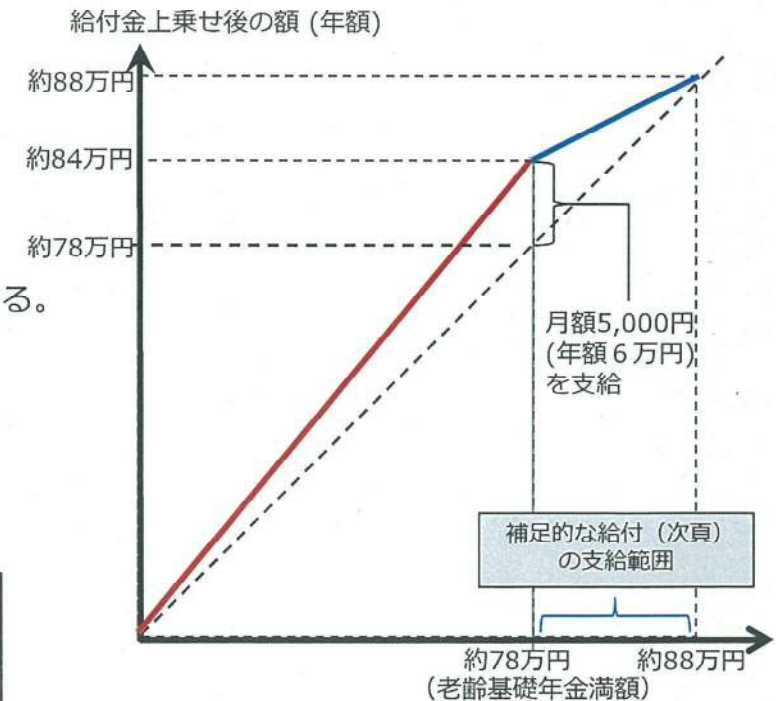
$$\text{給付額（月額）} = \text{約}10,800\text{円}^{\ast 3} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480\text{月}$$

※3 老齢基礎年金満額の1/6の額（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額の1/12の額（約5,400円）。

【対象者数】 約610万人

例：

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
 (注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※4までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※4 平成31年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

【対象者数】 約160万人

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得※5が、462万1,000円以下※6であること

※5 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※6 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- | | |
|------------------|---------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円※7（月額） |
| 障害等級1級の者 | …6,250円※7（月額） |

※7 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

その他

- ・施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（平成31年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。